

「『JCSS 登録の一般要求事項（JCRP21）』及び『ASNITE 校正事業者認定の一般要求事項（CARP21）』の改正、並びに『認定スキーム文書（JCSS-RMP 認定）（JCIF02）』の制定」にかかるとご意見と回答について

No.	ご意見	回答
1	<p>JCRP21（20版）の18頁「図5 JCSS 認定事業者の審査・認定維持審査を図に示したもの」について、認定周期と認定維持審査周期は一致しないという解釈でもいいのでしょうか？登録の有効期間が終了する5月前までに登録更新申請をすることで、有効期間を過ぎないように認定維持審査を有効期間に余裕をもって実施しており、どんどん審査が前倒しになっています。有効期間（期限）は固定とした運用を希望します。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。登録と同時に認定が行われた前提としてご説明いたします。</p> <p>JCSSの場合、図5のとおり、認定周期は認定決定より4年（48ヶ月）であり、その間に再認定を行う必要があります。こちらは、従前通り5ヶ月前までにJCSS登録更新申請をしていただき、登録更新を行うのに併せて再認定を行うこととなりますので、これまでの運用と変わりありません。</p> <p>これに加え、JCSS認定事業者は、認定維持のために2年（24ヶ月）を越えない周期で認定維持審査を行うことが必要であり、こちらについてはこれまで「2年ごとの定期検査を実施」となっていたため、少々運用上変更が生じます。</p> <p>これらの変更はISO/IEC 17011:2017への改正に伴うものであり、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
2	<p>JCRP21（20版）附則にて、2017版の適合が認定されるまではISO/IEC17025：2005版の適合を明記するとされておりますが、現行の一般要求事項第18版では”：2005”の表記は明確に要求されていませんでした。2017版の認定を受けるまで表記する必要が生じるのでしょうか。当社の場合、システムの変更が伴うため施行後すぐの対応が困難です。2017版の認定後に表記するための改修を実施する予定をしています。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>発行される校正証明書への「ISO/IEC 17025への適合」の表明につきまして、仰る通り現行の一般要求事項第18版では、年号（2005）の表記の要求は明示しておりません。可能であれば年号を付していただけるとは思いますが、システム的に対応が困難とのことですので、ISO/IEC 17025:2017への移行が完了するまでは、現行のまま運用していただいても結構です。</p> <p>しかし、一般的には年号を表記していない規格の場合は最新版（ISO/IEC 17025であれば2017版）と解釈される事が多いため、移</p>

		行期間中におきましては、ホームページにてその旨を掲示する、校正受付時に確認をとる等、お客様と誤解の生じないようにご対応いただければと存じます。
3	<p>CARP21 について、以下コメント等です。</p> <p>① 目次 付属書 2-1B がないようです。</p> <p>② 5.3 付属書 附の下線は必要ないと思います。</p> <p>③ 6 新認定シンボル（認定番号含む）使用開始時期：17025：2017の認定を受けた後に使用開始との理解です。</p> <p>④ 9 様式集のリリースはこれから予定されているとの理解です。</p> <p>⑤ 別に定める文書「〇〇、、」の識別英数字を記述するのが良いと思います。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>①②⑤については、誤記等修正いたします。</p> <p>④については、同時期に公開いたします。</p> <p>③については、今回の改正はISO/IEC 17011:2017の改正に関連する事項ですので、各認定事業者のISO/IEC 17025:2017移行の有無にかかわらず、本文書が施行された後（2019年1月）適用されるものです。</p> <p>2019年1月以降、ISO/IEC 17025:2017移行のタイミングとは関係なく、順次各事業者宛に新シンボルを送付する予定ですので、受け取りましたら事業者にて発行する校正証明書等にも反映していただきますようお願い申し上げます。</p>